

第4章 方法書に対する意見及び事業者の見解

(空白)

第4章 方法書に対する意見及び事業者の見解

4.1 方法書に対する意見及び事業者の見解

4.1.1 方法書についての意見

(1) 公告、縦覧

「ごみ処理施設整備事業環境影響評価方法書」(令和3年11月 山梨西部広域環境組合)の公告、縦覧等は以下のとおりである。

表 4.1-1 方法書の公告、縦覧等

| | |
|---------|--|
| 公告 | 令和3年11月1日 |
| 縦覧期間 | 令和3年11月1日～令和3年11月30日 |
| 意見書提出期限 | 令和3年12月14日 |
| 縦覧場所 | 山梨西部広域環境組合 山梨県県民情報センター 中央市役所市民環境課窓口 市川三郷町生活環境課窓口 |
| 住民説明会 | 第1回 開催日時：令和3年11月13日（土）18時より 会 場：中央市立豊富小学校体育館 （中央市大鳥居 3800-1） 参加者数：1名 第2回 開催日時：令和3年11月14日（日）18時より 会 場：市川三郷町生涯学習センター （市川三郷町市川大門 1437-1） 参加者数：9名 |

(2) 方法書についての意見

方法書に対して意見が提出された。

提出された意見及び意見に対する事業者の見解は表 4.1-2(1)～(8)に示すとおりである。

表 4.1-2(1) 提出された意見及び事業者の見解 (1/8)

| 意見番号 | 分類 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-------------------|----------------|--|--|
| 「第1章 事業計画の概要」について | | | |
| 1-1 | 事業計画（対象事業実施区域） | <p>事業実施区域など明示した用地買収線について、もう少し施主が地権者に理解と協力を得たうえで、くし形状（もしくはくさび状）の買収線をもつと土地を有効に活用するため正多角形に（二等辺三角形）に近い形で用地買収することにより P1-10 の施設配置計画・動線計画をより適切な有効活用（死水域：デッドゾーン）のない配置計画が可能となる。</p> <p>よって企業者はもっと用地買収に努力されたい。</p> | <p>当該対象事業実施区域については、計画地を選定する過程において地元である浅利自治会の合意を得ている区域であり、本事業実施においても十分な面積が確保されていることから、更なる区域拡大は考えていません。</p> |
| 1-2 | 事業計画（事業の目的） | <p>従前 3 ブロック（峡北、中巨摩、峡南）が新規に山梨西部広域環境組合（組織 5 市 6 町全人口約 31 万人のこと。）それを一括して中央市浅利地先に新規ごみ処理施設を建設する計画です。</p> <p>問題点として従前 3 ブロックでそれぞれ単独に処理処分してきた地先主義から大変更して大規模集約型に移行しますが、極端にいえば北端の北杜市（小淵沢町）はとなりの長野県原村、諏訪市など、南端の南部町（万沢）は静岡県の芝川町、富士川町などに運び県をまたいだ超広域的処理の方が合理的です。</p> <p>なおこの良き事例として、上野原市のごみ処理場が火災となり一時埼玉県に処理を依頼していたが、近くの富士吉田市が協力する体制を確保した事例があります。さらに新型コロナウイルス対策のためのワクチン接種として全国で初めてのケースである「鳥取県と兵庫県」が県境越え共同接種を可能とした新聞記事があります。よってごみ処理も合理的、経済的見地から超法規的措置による近隣行政同士の合意形成を望むものです。</p> | <p>ご指摘の意見等も踏まえて、各構成市町において協議、検討した結果、本事業の実施に至ったものと考えています。</p> |
| 1-3 | 事業計画（設備・処理フロー） | <p>方法書の説明会で自家使用／売電との説明があったが、前回（R3 年 2 月頃）の「ごみ処理施設整備基本構想」（案）R3 年〇月には売電については記されていないと思いますが、この売電について詳細説明が必要です。</p> | <p>説明会で示した処理フローは、廃棄物の焼却時に発生する排ガスの流れを説明するため、方法書図 1.5-2(1) をさらに簡略化した一般的なフロー図であり、排ガスエネルギーの有効利用策として発電（自家使用/売電）を示したものであります。</p> <p>現在、本組合が整備する廃棄物処理施設においての発電の有無については未定でありますが、令和 4・5 年度に実施予定の基本設計（実施計画）において、検討したいと考えています。</p> <p>なお、ごみ処理施設整備基本構想においては、ごみ焼却施設の処理残渣物の適用可能な処理・処分方法の一つとして発電（場内利用、売電）を示しています。</p> |

表 4.1-2(2) 提出された意見及び事業者の見解 (2/8)

| 意見番号 | 分類 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|------|--------------|--|--|
| 1-4 | 事業計画（スケジュール） | <p>方法書、準備書、評価書さらに都市計画決定に係る工程管理と建設工事着手及び工事完成予定年月等全体の事業スケジュールについて先行事例の甲府・峡東ごみ処理施設の例によりますと、H19年9月に方法書の知事意見が送付され、H23年11月に準備書の知事意見が送付され、H24年5月に評価書の知事意見が送付されました。</p> <p>さらに施設建設工事はH26年10月着工しH30年11月完成しましたが、ごみ処理施設だけをみるとH29年4月から供用開始されています。(注：これは笛吹市が地域振興施設整備事業として、別事業が、また山梨県市町村総合事務組合が廃棄物最終処分場を担当しています。)</p> <p>まとめ：両者を比較すると当山梨西部広域環境組合ごみ処理施設の「事業スケジュール」の方がより厳しい条件下にあり本当にR13年度に供用開始されるか不安です。じっくり繰り下げて考え直す必要があります。</p> | <p>本事業については、方法書表1.5-5で示す各事業工程を期限内で進捗することにより、十分可能なスケジュールとなっており、令和13年4月からの新ごみ処理施設の供用開始を予定しています。</p> |
| 1-5 | 事業計画（スケジュール） | <p>ごみ処理施設整備基本構想（R3年3月版）P124の第11章事業スケジュールと、今回のごみ処理施設整備事業環境影響評価方法書（R3年11月版）P1-15の表1.5-5事業スケジュール（案）の違いが1点あります。それは環境影響評価です。</p> <p>令和7年度が当初は中抜けして調査しないこととなっていましたが、前回R3年2月26日提出した意見書ではこの事を指摘し、中抜けは良くないと述べました。そこで今回はそれが継続調査となり改善されています。改善理由が知りたいです。</p> | <p>令和2年度に策定したごみ処理施設整備基本構想の事業スケジュールについては、本組合の前身である峡北・中巨摩・峡南地域ごみ処理広域化推進協議会において示した事業スケジュールを踏襲していましたが、県及び環境影響評価業務委託コンサルタントに確認したところ、造成工事着手も環境影響評価事後調査を実施しなければならないことが分かったため、今回追加・修正を行いました。</p> |
| 1-6 | 事業計画（道路計画） | <p>ごみの搬入ルートは、国道140号、県道3号、12号、29号を主に使用するとあります。なおこのことについては「本文」1-19（供用時走行ルート）、1-25（工事中ルート）2-66（交通量観測地点）などに交通網が画かれています。</p> <p>そこで1-19ページ主要な走行ルート図に、上記の2-66図を重ね合わせると「新山梨環状道路」玉穂西ランプ～玉穂中央ランプの道路がP1-19図1.5-5に欠除していることがわかります。</p> <p>南アルプス市、北杜市のごみ処理運搬車（パッカー車）の運転員は自ら最適な運行コースを選択すると思いますが図に追記願います。</p> <p>そのコースが必要なのは図1.5-4 土地利用計画（案）1-17ページの図からもいえることですが、処理内に国道笛吹ラインから進入するには右、左折考えられますが、交通工学上の渋滞緩和の見地から見ると左折の方が渋滞緩和に寄与することは当然です。</p> <p>この交通導線を基本に場外へのルートも左折を中心とするルートを一考願います。</p> | <p>方法書図1.5-5及び図1.5-7とも対象事業実施区域への主な走行ルートとして、国道及び県道を示したものであり、搬出入ルートとして限定するものではありません。</p> <p>また、施設供用時においては、新山梨環状道路を使用したご指摘のルートも想定しております。</p> <p>ご指摘のとおり渋滞緩和策として、甲府中央右左口線を経由して国道140号に接続し、対象事業実施区域に左折するルートは有効がありますが、国道140号から右折する車両による渋滞を発生させないため、現在、国道140号を拡幅し、右折レーンを整備することについて検討しています。</p> |

表 4.1-2(3) 提出された意見及び事業者の見解 (3/8)

| 意見番号 | 分類 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----------------------------|------------------|---|--|
| 「第2章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」について | | | |
| 2-1 | 社会的状況 (調査範囲) | <p>本文 2-55、(1) 人口及び世帯数より、中央市、甲府市、笛吹市、南アルプス市、市川三郷町、昭和町及び山梨県(全県)の人口と世帯数が表にある。当組合は 5 市 6 町計 11 団体だが上記の甲府市と笛吹市とは無関係の団体である。なぜ表にのせる必要があるのか教示願いたい。</p> <p>なお、この節では以下同様なことがいえる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • P2-592. 2. 4 産業 (2) 農林業、(4) 工業、(5) 商業 甲府市のデータが入っている • P2-682. 2. 6 土地利用(1) 地目別土地利用 • P2-832. 2. 9 下水道等(1) 下水道(3) 上水道 • P2-109(2)一般廃棄物発生量及び処理状況甲府市、笛吹市 • P2-1142. 2. 11 開発計画等の策定状況 • P2-120(2)甲府市 1) 甲府市環境基本計画 • P2-125(3)笛吹市 1) 笛吹市環境基本計画 <p>再度問いますが、甲府市と笛吹市のデータが載せてあるのは何故ですか。ただ単に比較する近くの自治体がその主な理由ですか。</p> | <p>方法書第2章「対象事業実施区域及びその周囲の概況調査」(既存資料調査)の範囲は、方法書 p. 2-1 に示すとおり、対象事業実施区域を中心とした約 10km 四方を基本とし、その範囲に含まれる市町村である「中央市、甲府市、南アルプス市、笛吹市、昭和町、市川三郷町」を対象として資料を収集し、取りまとめたものです。</p> <p>そのため、山梨西部広域環境組合の構成市町とは一致していません。</p> |
| 2-2 | 社会的状況 (土壤汚染) | <p>今回評価方法書の P2-103 に、(7) 土壤汚染が記されている。前回意見提出時(R3 年 2 月 26 日) 第 11 章事業スケジュールの表 11-1 の中で 9 造成工事があります。</p> <p>そこで意見を述べたのが、大塚流通団地造成工事に際し地下から異物(コンクリートガラ、廃木材、As 補装ガラなど)が出現し、その対策に壳主である県関係機関と用地取得者さらにはそれを捨てた原因者(業者)間で社会問題になったことは記憶に新しい。</p> <p>よって当予定地でも先行試掘や土地所有者から事前ヒアリングを行い必要な対応、対策が要求される。</p> | <p>当該対象事業実施区域については、土地の利用履歴及び現況も農地であることから、ご指摘の異物等が地中に存在していることは想定していませんが、地権者からの聞き取り等により当該事例が発生した場合については、適切に対応したいと考えています。</p> |
| 2-3 | 社会的状況 (地震・水害) | <p>本文 2-185、2-188、2-189 より</p> <p>P2-185) 地震、水害による被害想定区域等より、災害対策基本法、南海トラフ巨大地震対策特別措置法、水防法等により水害被害想定等が規定されている。</p> <p>(1) 液状化図 2.3-14 より指標値(PL 値)は 15 以上、(2) 最大水深図 2.3-15 より最大水深 5.0~10.0m である。</p> <p>なお、P2-12 には 2.1.3 地形、地質、土壤があり、表 2.1-6 重要な地形の状況の中に、曾根丘陵の新規断層変位地形(地質学の教育上重要な地形もしくは地形学の研究の進展に伴って新たに注目した方が良いと考えられる地形)とある。</p> <p>さらに当地より西方約 15~20km 地帶には南北にのびる静岡一糸魚川構造線が走っています。</p> <p>これらの活断層が地震発生した場合は M7~8 の大きなエネルギーを放出し多大な被害発生の恐れがあります。</p> <p>よって処理場諸施設を建設するに当たっては幅広い分野からのアドバイスを受け適切な構造物が要求されます。</p> | <p>対象事業実施区域に整備する廃棄物処理施設の地震、洪水の災害対策としては、ごみ処理施設整備基本構想に示した対策(案)を基本とする中で、災害時において施設の操業に支障が及ばないよう、万全な対策・対応に努めたいと考えております。</p> |

表 4. 1-2(4) 提出された意見及び事業者の見解 (4/8)

| 意見番号 | 分類 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|---------------------------|--------|--|--|
| 「第3章 環境影響要因及び環境要素の抽出」について | | | |
| 3-1 | 環境影響要因 | <p>環境アセスをする項目は、ごみ処理施設等本事業特性や既存資料調査から得られた対象事業実施区域周辺の自然的条件（気象・地形・生態系など）社会的条件（土地利用など）をもとに選定した。</p> <p>参考までに中部横断道北部区間（長坂町～長野県佐久郡佐久穂町）の環境影響評価方法書中の環境影響評価について、両者を比較すると付加されているもの欠除されている項目などが見られます。</p> <p>当地区での不足項目は次のように。</p> <p>1. 電波障害 2. 文化財です。注意：日本の歴史上、山梨県内では甲府盆地南東側の盆地と低山（丘陵地）とが接する、笛吹市境川、旧芦川村、旧豊富村などに古代文化遺跡が多数存じています。</p> <p>なお、本文 P2-462. 1.5 景観の中で、表 2.1-24 主要な眺望点及び P2-47 図 2.1-19 位置図の中に、伊勢塚古墳、大塚古墳が近くにあります。</p> <p>この 2 件は高台にありますが、中央市成島地先のリニア中央新幹線予定地の水田地帯では、現在県の文化財関係機関による現地詳細調査が人力により多大な人数と時間をかけて調査中です。</p> <p>よって当地でも文化財発掘調査が必要です。</p> | <p>お示しいただいた「中部横断自動車道（長坂～八千穂）環境影響評価」は、山梨・長野の両県にまたがる事業のため、「山梨県環境影響評価条例」と「長野県環境影響評価条例」の両方に沿って検討されています。「電波障害」と「文化財」は、長野県条例において環境影響評価項目として設定されていますが、山梨県条例では設定されていないことから、本事業では検討の対象としておりません。なお、より大規模な事業を対象とした国の法律「環境影響評価法」においても、電波障害と文化財は環境影響評価項目として設定されておらず、評価が必須な項目とまでは考えておりません。</p> <p>電波障害については、大きな建物等が建設された場合などにごく近傍の地域でテレビ等の受信に影響が生じる可能性があるとされています。しかし、本事業の対象事業実施区域の周辺は主に田畠となっており、最寄りの住宅まで 750m 以上離れているほか、現在一般に使用されている地上デジタル放送は、以前のアナログ放送と比べて電波障害がほとんど生じないとされています。以上のことから、障害が発生する可能性はほとんどないと考えます。</p> <p>文化財について、対象事業実施区域は、文化財保護法に係る保護対象にはあたりません。万一、工事中に埋蔵文化財が確認された場合は、文化財保護法に則り速やかに関係先に報告し、指導に沿って調査や保全対策などの措置を行います。</p> |

表 4.1-2(5) 提出された意見及び事業者の見解 (5/8)

| 意見番号 | 分類 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|-----------------------|-----------|---|---|
| 「第4章 環境影響評価を行う項目」について | | | |
| 4-1 | 項目（放射線の量） | <p>方法書によると、放射線量調査は行わなくて良いことになっている。また本文 2-51 ページには、(1) 市川三郷町の西八代合同庁舎地上 1m で計測中（月 1 回）(2) 甲府市（県衛生環境研究所）モニタリングポストで通年計測しているとのこと。</p> <p>なお、これとは別に山梨西部広域環境組合が発注した業務入札公告第 2 号 (R3.4.23 付) によるとその中に「ごみ処理施設整備に係る環境影響評価等作成支援業務委託」仕様書 (R3 年 4 月) の中で、「評価項目、5. 放射性物質、(1) 放射能の量」が記されている。P21 には具体的な調査方法、仕様が記されている。さらに「積算総括書」の第 2-1 号内訳書第 13-13 号明細書にも、放射線の量測定調查明細書が記されている。</p> <p>よって当初計画ではこの調査が必要と設計・積算したにもかかわらず、いざ出発すると「不用」との 180° 違った方向になった要因を知りたい。</p> | <p>環境影響評価の項目について は、方法書 p. 2-51 に示すとおり既存資料調査を行い、山梨県内の空間線量率が除染基準より大幅に低いことを確認しました。また本事業では、放射線の量が高い土砂の持ち込みなど放射線を発生させる活動を行わない計画です。今回の方法書作成にあたり、これらの既存資料調査結果や事業計画を踏まえて改めて検討し、放射線の量については環境影響評価項目に選定しないこととしました。（方法書 p. 4-14 参照）</p> <p>ご指摘の仕様書については、既存資料調査を行う前に設定した仮の内容であり、同書においても「必要に応じて項目を削除し、または追加するものとする。」としています。方法書作成にあたり、前述のとおり改めて既存資料調査や事業計画を確認し、項目の追加や削除を行ったものです。</p> |

表 4.1-2(6) 提出された意見及び事業者の見解 (6/8)

| 意見番号 | 分類 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|---------------------|------------|--|--|
| 「第5章 環境影響評価の手法」について | | | |
| 5-1 | 植物・動物(猛禽類) | <p>猛禽類は周辺 1Km の範囲で調査する。なお希少猛禽類は 2 営巣季調査するとあります。</p> <p>また本文での記述は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> • P2-36 保全すべき動物・文化財保護法・山梨県希少野生動植物保護条例・環境省レッドリスト 2020・山梨県レッドデータブック • P2-38②鳥類表 2.1-17(1) 保全すべき種（鳥類）タカ目ミサゴ科ミサゴ、タカ科ハチクマ、サシバ、オオタカ、クマタカなど多数 • P5-475. 2 生物の多様性 5.2.1 植物、動物 • P5-50 (2) 陸上動物への影響表 5.2-3 (1) 調査、予測及び評価の手法（陸上動物への影響）3. 調査地域現地調査：猛禽類は対象事業実施区域及びその周辺 1km の範囲とし、確認状況や繁殖状況により調査範囲の拡大を検討する。 <p>※聞きたいこと</p> <p>①上記 2 営巣季だけで良いのか、長期にわたる追跡調査が必要。</p> <p>②周辺 1km と言わずもっと広範囲に特に西側の低山から里山に続く、地形、植生図を参考に拡大を再検討願います。本文 P2-10 主要な河川新せぎ川、また笛吹川本流、浅利川などが近くを流れる。</p> <p>2-12、2-13 ページより近くに曾根丘陵がある。</p> <p>2-20~23 ページより御坂山地から続く丘陵地ではアカシデ、クヌギ、ケヤキ。南側の丘陵は、果樹園、住宅地が主となりスギ、ヒノキ、サクラ。クヌギ、コナラ群集、アカマツ植林がみられる。とある。（注：ワシタカ類は針葉樹の高木に営巣する傾向が強い。）</p> <p>さらに詳細な目で見ると、P2-22 図 2.1-14 現存植生図（広域）には、42. シキミ-モミ群集が示されている。具体的には旧芦川町の高萩、中山、岱、畠熊に多く存する。当地は処理場から直線距離で 5~6km に位置し標高約 300~400m の低山を呈している区域で、一級河川「芦川」の左右岸に位置している。</p> <p>なお参考ではあるが</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 甲府・峡東地域ごみ処理施設アセスにはモニタリング調査は H25, 26, 27, 28 年オオタカ等希少猛禽類を 4 地点で、その他の希少猛禽類（ミサゴ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、クマタカ）の 6 種が確認された。 (2) リニア新幹線（早川町工事区域）ではクマタカ、イヌワシ調査 (3) 中部横断道身延南部町区間ではオオタカ、クマタカが確認されている。 | <p>猛禽類の現地調査は、環境省「改訂版猛禽類保護の進め方」に準拠し、2 営巣期の調査を設定いたしました。なお、現地調査によって猛禽類の繁殖が確認され、事業による影響が予測された場合には、工事中および供用時に追加のモニタリング調査を実施するなど、適切な影響把握に努めます。</p> <p>調査範囲については、対象事業実施区域周辺 1km の範囲を基本としますが、現地調査における確認状況に応じて地点の移動や新規追加等を検討し、対象事業実施区域周辺の生息状況を適切に把握できるよう努めます。</p> |

表 4.1-2(7) 提出された意見及び事業者の見解 (7/8)

| 意見番号 | 分類 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|------------------------|---------------|---|--|
| 5-2 | 景観・風景 | <p>施設の存在による影響を評価するための調査 8 地点、2 季（展葉期、落葉期）とある。</p> <p>また本文関連資料では、P2-462. 1.5 景観(1)景観(2)主要な眺望点表 2.1-24 によると、全 9 地点が上がってい る。</p> <p>P2-47 図 2.1-19 自然景観資源及び主要な眺望点の位置、この中に「2-4 みたまの湯」がある。</p> <p>当温泉は県内外、特に首都圏からも近いことから東京、横浜、埼玉など多数の来客がある県内有数の温泉となっている。（交通のアクセスも良い。）特に夜景は日本有数でまさに「日本夜景遺産」と謳っている。そんな時に、このごみ処理施設の煙突から出る白いけむりがはたしてどのように映るか不安、心配である。</p> <p>そこで当組合はモニタージュ写真（現況写真への建物画像の合成）で予測すること。</p> <p>なお、参考ながら近くの甲府・峡東ごみ処理組合では H29 年 11 月「複数案等の決定経緯に関する報告書」で、ごみ処理施設の外壁色彩の決定経緯では多数外壁色ベースやモニタージュ写真を検討している。</p> | <p>「みたまの湯」については、ご指摘のとおり地域の主要な眺望点であることから、景観の調査地点として選定し、調査・予測・評価を行う計画としています。（方法書 p. 5-67）その結果については、準備書に掲載し報告します。</p> |
| 「第 6 章 専門家ヒアリング結果」について | | | |
| 6-1 | ヒアリング結果（陸上動物） | <p>第 6 章専門家ヒアリング結果本文 6-1 ページ 6.1 専門家ヒアリング結果</p> <p>打合せ時間が短いと思う。せめて 2~3h は必要だろう。営巣に適した樹木を鳥類図鑑より引用すると次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. オオタカ…アカマツ、スギ、常緑広葉樹林、落葉広葉樹林 2. クマタカ…マツ、スギ、針葉樹の高木 3. チョウゲンボウ…岸壁、カラスの古巣など 4. フクロウ…神社の森など、常緑広葉樹林、針葉樹林 5. ツミ…針葉樹（ヒノキなど） 6. ハイタカ…アカマツ、カラマツ、ツガ 7. ハヤブサ…断崖の岩間、他の鳥の巣穴など <p>なお、私の観察日誌によると、オオタカはモミの高木の枝先に球状の巣を木の枝を集めて営巣した例が確認されている。したがって本文 6-2 ページのウの記述「30 年前、当地のアカマツ林は枯れて植生がないので、当地近くでは営巣環境が存在しない」との極論は必ずしも適切な助言ではない。鳥類は羽があるので、適切な場所に移動し従前のエサ場では狩をする生活は引きついでいるはずだ。</p> | <p>専門家ヒアリングは、方法書の内容について各分野の専門家に確認いただき、地域の特性や調査にあたっての留意点等についてご意見を頂きました。なお、事前にメールでのやり取りや論点を整理した上で実施しており、適切な専門家ヒアリングの実施に努めました。</p> <p>また、専門家ヒアリングにおいて対象事業実施区域付近のアカマツ林についてご意見を頂いており、方法書の作成では参考とさせて頂きましたが、現地調査においては、対象事業実施区域周辺の営巣環境について現況を適切に把握できるよう努めます。</p> |

表 4.1-2(8) 提出された意見及び事業者の見解 (8/8)

| 意見番号 | 分類 | 意見の概要 | 事業者の見解 |
|---------------------------------|------|---|---|
| 「第7章 環境影響を受ける範囲であると認められる地域」について | | | |
| 7-1 | 影響範囲 | <p>第7章影響を受ける範囲と認められる地域本文7-1ページに環境影響を受ける範囲であると認められる地域として中央市と市川三郷町が挙げられている。</p> <p>参考ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5-6稼働による大気汚染への影響二酸化硫黄、二酸化窒素、塩化水素など(3)上層気象の状況（風向、風速、気温、逆転層の発生状況）とある。 ・2-146ページより表2.3-4 ばい煙発生施設の排出基準（廃棄物焼却炉抜粋）より、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素とある。 ・6-1専門家の意見大気汚染表6.1-1(大気汚染)より、なお計画地は盆地の端に位置することから、地形や逆転層を考慮して予測を行うこと。とある。 <p>まとめ：甲府盆地南端部で南方約500mには曾根丘陵が小高い丘（岡）を形成する。日本、山梨、甲府盆地など冬季は大陸からの偏西風が卓越する。よってP7-2図7.2-1の影響範囲は風向により東側に広がる楕円形を画くはずです。もう少し東方には甲府市旧中道町があります。それへの影響が心配されます。</p> | <p>方法書図7.2-1に示した「環境影響を受ける範囲であると認められる地域」は、山梨県環境影響評価条例に基づく方法書送付等の手続きの対象となる市町村を設定するため、現在入手できる情報をもとに仮予測を行った結果です。仮予測は、方法書p7-1に示すとおり類似の一般廃棄物処理施設の排ガス等の条件を参考に最大濃度が着地する地点の距離を計算し、その2倍の範囲を示したもので、濃度分布の計算結果を表すものではありません。</p> <p>大気汚染については、今後、本方法書に示す手法に沿って調査・予測・評価を行い、その結果を準備書に掲載します。ご指摘いただいた濃度分布についてもその中で報告いたします。予測にあたっては地域の地形や気象を適切に反映するよう努めます。また、結果については専門家ヒアリングを行い、妥当性を確認いたします。</p> <p>それらの結果を踏まえて地域への影響や必要な保全措置を検討します。</p> |
| その他 | | | |
| 8-1 | その他 | <p>甲府・峡東地域ごみ処理施設環境影響評価準備書に対する知事意見(H23.11.22提出)</p> <p>ここではあえて、準備書に対しての知事意見を述べます。なおこの前段階でH19年9月18日付で方法書に対する知事意見が先行して発せられています。</p> <p>準備書について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染逆転層の発生形態と大気汚染物質の拡散状況把握 ・水質汚濁凝集沈殿剤の使用、排水の一時停止 ・陸上動物（希少種）ミソゴイの生息環境に係る配慮、オオタカの生息環境に係る配慮、フクロウの生息環境に係る配慮 ・人と自然の豊かな触れ合いの確保のため… ・景観白煙による環境影響の把握 <p>…など、多岐にわたる知事意見が記されています。方法書、準備書をご一読ください。</p> | <p>本環境影響評価では、環境影響評価技術審議会による審議や、関係市町長意見、また地域の皆様の意見を踏まえて調査・予測を行い、保全措置を講じたいと考えます。</p> <p>本環境影響評価に対しては改めて知事意見が発出されるので、いただいた意見に対して十分な対応をとるよう努める考えですが、お示しいただいた類似施設の既存事例や、最新の知見・マニュアル等も参考しつつ、より適切な内容となるよう努めます。</p> |

4.1.2 方法書についての公聴会の概要

意見書が提出されたことを受けて、公聴会が開催された。

開催日及び公述人からの意見は表 4.1-3(1) 及び(2)に示すとおりである。

表 4.1-3(1) 公聴会の概要及び公述人からの意見(1/2)

| | |
|-----------|--|
| 公聴会開催日 | 令和4年2月11日 10時～10時40分 |
| 公述人 | 1名 |
| 公述人からの意見 | |
| 1 猛禽類調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・中部横断道の私の独自調査では、猛禽類が針葉樹に営巣したが、重機の音により営巣を放棄。 ・また、遮音壁のアクリル板などにバードストライクで死んだクマタカの事例がある。波高島付近の歩道で見つけた。 ・リニアの環境アセスでは、イヌワシも見つかっている、クマタカはそれに準ずる希少種。 ・今回の焼却施設の近く、境川では、フクロウ、ミヅゴイ、オオタカが見つかっている。とても近いので、猛禽類調査の精度を高めてやっていただきたい。 |
| 2 煙突高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・かつて三重県四日市コンビナートでは、亜硫酸ガスによる大気汚染が発生。東京都ではディーゼル規制などが行われている。 ・身延町では、キーテック下山工場があるが、昨年12月11日の早朝、白煙が上がっている。 ・また、中巨摩広域清掃センターの煙突からの白煙も、浅原橋から確認できた。 ・峠南衛生組合の焼却施設は、ストーカー方式といって、排ガスに含まれる亜硫酸ガスや窒素酸化物などが大気に出るのを防ぐため、集塵装置で処理した後に排出している。 ・しかし、100パーセント亜硫酸ガスや窒素酸化物などを排除することは困難と考える。同組合では消石灰を使用した排ガス処理だが、その過程で、塩酸や硫酸カルシウムが発生する。 ・燃料とするA重油などにも、硫黄分が含まれている。 ・処理過程の副反応で、石膏が発生する。それを除去するため、複数の機械を交互に稼働させてメンテナンスしている。 ・排ガスの速度は、毎秒20メートルとすると時速72キロメートルで、相当の速さで送風機により煙突から排出している。 ・今回の施設の煙突の高さは59メートルとしているが、これ以上になると航空法により、紅白での識別やランプの点滅が必要になる。 ・私が作成したごみ処理量と煙突の高さの相関図から見ると、今回の施設の処理量は361トン/日なので、煙突の高さが125メートル程度は必要ではないかと私は考える。しかし、航空法の規制にかかるよう、59メートル以下にしている。 ・また、高くしすぎると、排ガスの着地地点が遠くなる。今回は700メートル程度としているが、私の感覚では、1,000メートル程度になると考える。 ・今回の調査エリアは、市川三郷町としているが、偏西風の影響を受ける方角には、旧境川村、中道町など甲府エリアがある。 |
| 3 埋蔵文化財調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・有識者からのヒアリングで、中央市浅利地区には埋蔵文化財がないのではないかと言われたため、今回は調査しないとのこと。 ・しかし、2020年10月21日付けの山梨日日新聞によれば、今まであまり遺跡がないとされていた小瀬付近の調査で遺跡が発掘されている。また、今回の事業予定地近く、リニア新幹線ルートの中央市成島地区では、発掘調査を実施している。 ・笛吹川の北部でも、今までなかったと思われたところでも発見されているので、本地區にも埋蔵文化材が発掘されるのではないかと考えている。 |
| 4 景観 | <ul style="list-style-type: none"> ・みたまの湯は見晴らしが良いことで有名。今回の新しいごみ処理施設はみたまの湯から良く見え、夜でも白煙が見えるような風景になることが心配である。 |

表 4. 1-3(2) 公聴会の概要及び公述人からの意見(2/2)

| 公述人からの意見 | |
|---|---|
| 5 用地買収面積 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者説明会では、中央市を優先して買収したと説明していたが、実際には、一部が敷地に入っておらず、櫛形状に入り組んでいるところもある。 このような買い方では、動線が悪くなってしまうと考えられる。 |
| 6 ごみ資源 (鉄、金、銀) | <ul style="list-style-type: none"> 市川三郷町などのごみの案内を見ると、燃えるごみと資源ごみがある。 資源ごみは、分別して有価物になるものである。 例えば、携帯電話から金がとれるなど、有効活用できるはず。 今度の施設でも、そういうものを有効に活用していただきたい。 |
| 7 今後の進め方 (山梨県環境影響評 価等技術審議会につ いて) | <ul style="list-style-type: none"> 県のアセス審議会が1月18日に実施され、委員からは水田雑草の希少種や災害への具体的な対策を示してほしい等の意見があったとのこと。 本公聴会以降、速やかに審議会が開催されると聞いている。 当審議会で、県当局から私の公述内容を委員に説明していただきたい。 |

4.1.3 方法書についての知事の意見及び事業者の見解

(1) 方法書についての知事の意見

山梨県環境影響評価条例第13条の1項の規定に基づく「ごみ処理施設整備事業環境影響評価方法書」に対する知事の意見が通知された。

知事の意見の内容は表4.1-4(1)及び(2)のとおりである。

表4.1-4(1) 方法書についての知事の意見(1/2)

| 方法書についての知事の意見 |
|--|
| <p>【全般的事項】</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>関係市町及び地域住民に対し、事業の計画、実施の各段階において十分な情報提供を行うこと。</p> <p>【個別事項】</p> <p>2 事業計画</p> <p>事業用地は、地盤の液状化指標値が15以上と地震による液状化の危険性が極めて高い地盤であるとともに、洪水による最大浸水深が5m以上10m未満、浸水深0.5m以上の浸水継続時間が72時間以上の被害想定区域であることから、施設の被災により周辺環境への影響が生じないための保全措置を検討し、講じること。</p> <p>3 複数案による検討</p> <p>「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等の各項目の内容決定に当たり、各項目について複数条件を設定し、それらを組み合わせて複数案を立案して検討すること。</p> <p>その際、次の点に留意すること。</p> <p>①各項目に係る複数条件の設定理由を示すこと。</p> <p>②複数案の比較評価の結果と考え方を一覧表等で分かりやすく示すこと。</p> <p>4 大気質</p> <p>排ガスの影響予測に必要な接地逆転層及び山谷風循環の状況をより正確に把握するため、上層気象観測回数の増加や、事業用地南側などの山の斜面上での通年の気象観測などを行うこと。</p> <p>5 大気質・騒音・振動</p> <p>農耕車両等現状の走行状況を十分把握した上で工事車両及び施設稼働後の廃棄物収集運搬車両の走行ルートを設定して予測・評価を行い、車両運行の平準化等の必要な保全措置を講じること。</p> <p>6 騒音</p> <p>評価方法について、環境基準との比較に加え、現状との変化を捉え、地域環境を踏まえた評価を行うこと。</p> <p>7 水質汚濁</p> <p>地下水の水質について、環境影響評価の実施項目に選定していないが、有害物質が含まれる可能性がある廃棄物を扱う施設であることから、選定について再検討し、その結果を理由とともに示すこと。</p> <p>8 水質汚濁・水象</p> <p>浮遊物質量及び表流水の調査において、事業の影響を明確に予測・評価するために、事業予定地の上流側にも調査地点を追加すること。</p> |

表 4.1-4(2) 方法書についての知事の意見(2/2)

| 方法書についての知事の意見 |
|---|
| 9 水質汚濁・水象 工事・施設排水の放流先河川における降雨時の調査について、調査目的に沿った適切な調査となるよう調査日を設定し、その設定理由を示すこと。 |
| 10 植物 事業実施地域は水田が多く、蘚苔類が繁殖しやすい環境であることから稀少な蘚苔類も調査対象とすること。 |
| 11 動物（猛禽類） 猛禽類の調査について、「確認状況や繁殖状況により調査範囲の拡大や調査地点数の追加を検討する」としているが、検討に当たり知事と協議すること。 |
| 12 生態系 事業に係る水田の生態系の消失について、地域の生態系への影響の程度を整理し、その上で保全措置を検討すること。 なお、代償を行う場合には、実施主体及び管理期間等を具体的に示すこと。 |
| 13 生態系 生態系における特徴的、代表的な生物種の生息・生育環境に係る要因を整理し、各要因への影響についても予測、評価すること。 その際、要因には、光環境も含めること。 |
| 14 景観 景観への影響を面的に把握できるよう、可視領域図（施設が見える範囲）を示すこと。 |
| 15 景観 施設景観の複数案について、すべて十分に周辺景観との調和を考慮したものを用いること。 |
| 16 景観 事業用地の前面道路である国道140号に、施設の近景を適切に予測・評価できる視点場を追加し、圧迫感を軽減する保全措置を検討し、講じること。 |
| 17 景観 フォトモンタージュによる予測について、煙突からの排ガスも含め、季節ごとにすべての視点場において行うこと。 その上で、保全措置を検討すること。 |

(2) 方法書についての知事の意見に対する事業者の見解

方法書についての知事の意見に対する事業者の見解は表 4.1-5(1) 及び(2)に示すとおりである。

表 4.1-5(1) 方法書についての知事の意見と事業者の見解(1/2)

| 知事意見 | 事業者の見解 | 対応ページ |
|---|---|--|
| 【全般的な事項】 | | |
| 1 基本的な考え方 関係市町及び地域住民に対し、事業の計画、実施の各段階において十分な情報提供を行うこと。 | 関係市町には管理者会、課長会議等を通じて、地域住民に対しては基本設計検討委員会への住民参加や地域代表者との随時の意見交換等を通じて、事業の計画、実施の各段階に十分な情報提供を行う。 | なし |
| 【個別事項】 | | |
| 2 事業計画 事業用地は、地盤の液状化指標値が 1.5 以上と地震による液状化の危険性が極めて高い地盤であるとともに、洪水による最大浸水深が 5 m 以上 10 m 未満、浸水深 0.5 m 以上の浸水継続時間が 72 時間以上の被害想定区域であることから、施設の被災により周辺環境への影響が生じないための保全措置を検討し、講じること。 | 施設の浸水等の被災により周辺環境への影響が生じないよう、土地の造成及び施設の構造において保全措置の検討を行い、実施する。液状化対策には十分な基礎を構築する。 | 2-20 (22) |
| 3 複数案による検討 「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等の各項目の内容決定に当たり、各項目について複数条件を設定し、それらを組み合わせて複数案を立案して検討すること。 その際、次の点に留意すること。 ①各項目に係る複数条件の設定理由を示すこと。 ②複数案の比較評価の結果と考え方を一覧表等で分かりやすく示すこと。 | 影響の予測にあたっては、「焼却方法」、「煙突高」、「施設配置」等の各項目の複数条件を検討する。その際、複数条件の設定理由を示すとともに、比較評価の結果と考え方を分かりやすく示す。 | 設定理由は 9-74 (996) 評価結果は 9-75 (997) |
| 4 大気質 排ガスの影響予測に必要な接地逆転層及び山谷風循環の状況をより正確に把握するため、上層気象観測回数の増加や、事業用地南側などの山の斜面上での通年の気象観測などを行うこと。 | 気象について、南側において通年気象観測地点を 1 地点追加したほか、上層気象調査において、1 日あたり 8 回の観測に対して、早朝の観測 1 回追加した。 | 7-7 (261) |
| 5 大気質・騒音・振動 農耕車両等現状の走行状況を十分把握した上で工事車両及び施設稼働後の廃棄物収集運搬車両の走行ルートを設定して予測・評価を行い、車両運行の平準化等の必要な保全措置を講じること。 | 農道の走行状況を把握するために交通量調査地点を 1 地点追加した。また、施設稼働後に想定される廃棄物収集運搬車両の走行ルートについて予測・評価を行い、車両運行の平準化等の保全措置を検討した。 | 予測への反映は 7-625 (879) 7-645 (899) 保全措置への反映は 7-657 (911) 7-658 (912) |
| 6 騒音 評価方法について、環境基準との比較に加え、現状との変化を捉え、地域環境を踏まえた評価を行うこと。 | 騒音の評価について、環境基準との比較のほか、現状からの変化を整理し、地域環境を踏まえた評価を行った。 | 7-216 (470) ～ 7-218 (472) |

表 4.1-5(2) 方法書についての知事の意見と事業者の見解(2/2)

| 知事意見 | 事業者の見解 | 対応ページ |
|---|--|--|
| 【個別事項】 | | |
| 7 水質汚濁 地下水の水質について、環境影響評価の実施項目に選定していないが、有害物質が含まれる可能性がある廃棄物を扱う施設であることから、選定について再検討し、その結果を理由とともに示すこと。 | 地下水について環境影響評価の実施項目に追加するとともに、対象事業実施区域の観測井戸において地下水質調査を行うこととした。 | 7-267(521) |
| 8 水質汚濁・水象 浮遊物質量及び表流水の調査において、事業の影響を明確に予測・評価するために、事業予定地の上流側にも調査地点を追加すること。 | 事業予定地の上流側に調査地点2地点を追加した。 | 7-264(518) |
| 9 水質汚濁・水象 工事・施設排水の放流先河川における降雨時の調査について、調査目的に沿った適切な調査となるよう調査日を設定し、その設定理由を示すこと。 | 調査目的に沿って調査日を設定するとともに、その設定理由を整理した。 | 7-271(525) |
| 10 植物 事業実施地域は水田が多く、蘚苔類が繁殖しやすい環境であることから稀少な蘚苔類も調査対象とすること。 | 事業実施区域の特性をふまえ、蘚苔類についても調査を行った。 | 7-343(597) ～ 7-344(598) |
| 11 動物（猛禽類） 猛禽類の調査について、「確認状況や繁殖状況により調査範囲の拡大や調査地点数の追加を検討する」としているが、検討に当たり知事と協議すること。 | 猛禽類の調査にあたっては、知事と協議を行った。 | 7-373(627) 資料-387～ 資料-398 |
| 12 生態系 事業に係る水田の生態系の消失について、地域の生態系への影響の程度を整理し、その上で保全措置を検討すること。 なお、代償を行う場合には、実施主体及び管理期間等を具体的に示すこと。 | 事業に係る水田の生態系の消失について、地域の生態系への影響の程度を整理し、その上で保全措置の有無を検討した。 | 7-510(764) ～ 7-512(766) |
| 13 生態系 生態系における特徴的、代表的な生物種の生息・生育環境に係る要因を整理し、各要因への影響についても予測、評価すること。 その際、要因には、光環境も含めること。 | 生態系における特徴的、代表的な生物種の生息・生育環境に係る要因を整理し、各要因への影響についても予測、評価した。また、その際、光環境についても考慮した。 | 7-501(755) ～ 7-512(766) |
| 14 景観 景観への影響を面的に把握できるよう、可視領域図（施設が見える範囲）を示すこと。 | 可視領域図を作成した。 | 7-514(768) 7-518(772) |
| 15 景観 施設景観の複数案について、すべて十分に周辺景観との調和を考慮したもの用いること。 | 施設景観の複数案について、周辺景観との調和を考慮して設定した。 | 7-533(787) |
| 16 景観 事業用地の前面道路である国道140号に、施設の近景を適切に予測・評価できる視点場を追加し、圧迫感を軽減する保全措置を検討し、講じること。 | 事業用地の前面道路である国道140号に調査・予測・評価地点を追加した。また、圧迫感を軽減する保全措置を検討した。 | 7-516(770) 7-534(788) 7-566(820) |
| 17 景観 フォトモンタージュによる予測について、煙突からの排ガスも含め、季節ごとにすべての視点場において行うこと。 その上で、保全措置を検討すること。 | 類似施設を対象として、煙突からの白煙の発生状況の調査を行った。その白煙も含めた予測を行った結果、影響は小さいと予測した。 | 7-534(788) ～ 7-565(819) |

(空白)